

石川県公報

令和4年2月14日

第13481号（月曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○保安林の指定 (森林管理課)	1
○保安林の指定施業要件の変更 (同)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (同)	3
公 告	
○入札公告 (港湾課)	3
○都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	5
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	6
○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告 (同)	6
○市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の公告 (建築住宅課)	6
公安委員会	
○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	6

告 示

石川県告示第54号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和4年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 保安林の所在場所
金沢市倉ヶ嶽ツ5、6の1、7の1、7の3、19
 - 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び金沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第55号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
羽咋市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び羽咋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

羽咋市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び羽咋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

羽咋市柴垣町五253の26

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び羽咋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

羽咋市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める

標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び羽咋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第56号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和4年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

能美市火釜町ワ32の5

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び能美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和4年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

金沢港船舶運航管理業務委託

(2) 業務場所

金沢港内

(3) 業務内容

金沢港船舶運航管理業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(4) 業務実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 引継期間

契約締結日から令和4年3月31日の期間については、引継期間とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和3年度において競争入札資格を有すると認められた者で、次に掲げ

る条件の全てに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書提出期間の末日からこの業務の開札の日までの期間に、石川県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 石川県暴力団排除条例(平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び次のアからオまでに該当しない者であること。
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 事業所(本社又は本店に限る。)の所在地が石川県県央土木総合事務所管内であること。
- (5) 過去5年間に、元請負人(特別建設工事共同企業体にあつては、代表者に限る。)として引船を使用した港湾工事、海岸工事等の海上工事を施工し、又は引船(傭船を含む。)を使用した港湾運送若しくは引船の業務に従事した実績があること。

3 入札者に要求される義務等

入札者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料を次のとおり提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 提出場所
〒920-0332 金沢市無量寺町765番地 金沢港クルーズターミナル3階
石川県金沢港湾事務所庶務課
- (2) 提出期限
令和4年3月8日(火)午後5時まで
- (3) 提出方法
持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限内必着とする。)
- (4) 入札参加資格確認の結果通知
入札参加資格確認の結果は、令和4年3月10日(木)までに通知する。
- (5) 入札参加資格否認の理由説明
 - ア 入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができる。
 - イ アの説明の請求は、令和4年3月14日(月)午後5時までに書面により行わなければならない。この場合において、当該書面は、(1)の提出場所へ持参により提出しなければならない。
 - ウ アの説明は、令和4年3月16日(水)までに書面により行う。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所
〒920-0332 金沢市無量寺町765番地 金沢港クルーズターミナル3階
石川県金沢港湾事務所庶務課
- (2) 入札説明書の交付方法等
 - ア 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において書面により交付する。なお、石川県金沢港湾事務所の下記ホームページから当該書面に係る電磁的記録をダウンロードすることができる。
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanazawakouwan/index.html>
 - イ 入札説明書の交付期間
令和4年2月14日(月)から同年3月8日(火)まで、石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く、午前9時から午後5時まで

ウ 入札説明書に対する質問の受付期間及び方法

令和4年2月14日（月）から同年3月8日（火）までの県の休日を除く、午前9時から午後5時までの間に、書面（様式は、任意とする。）を(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

エ 質問に対する回答の閲覧期間及び閲覧場所

令和4年2月14日（月）から同年3月8日（火）までの県の休日を除く、午前9時から午後5時までの間、(1)の場所において閲覧に供する。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和4年3月16日（水）午前9時30分

イ 場所 金沢港クルーズターミナル3階 石川県金沢港湾事務所 会議室

(4) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

5 入札保証金及び契約保証金

免除

6 落札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、入札心得、仕様書、入札説明書等を熟覧の上、入札しなければならない。

(2) 入札参加者は、金額を明示した見積内訳書を持参し、提出しなければならない。

(3) 郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、4(3)に定める入札の日時及び場所に集合すること。

8 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者の入札書は、無効とする。

9 契約書作成の要否

要

10 落札者決定予定日

令和4年3月16日（水）

11 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 問合せ先

〒920-0332 金沢市無量寺町り65番地 金沢港クルーズターミナル3階

石川県金沢港湾事務所庶務課

電話番号 076-268-1201

都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、白山市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和4年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
白山都市計画土地地区画整理事業	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課
白山都市計画土地地区画整理事業	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課
白山都市計画土地地区画整理事業	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課
白山都市計画土地地区画整理事業	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課

白山都市計画土地区画整理事業

石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、小松市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和4年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
小松都市計画用途地域	石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン課

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、白山市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和4年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
白山都市計画用途地域	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課
白山都市計画下水道	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課

市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定により、次のとおり金沢駅武蔵南地区市街地再開発組合から同組合の理事長の氏名及び住所の届出があった。

令和4年2月14日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 理事長の氏名

山本 忠治

2 理事長の住所

金沢市彦三町1丁目14番28号

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第14号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月14日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢中警察署管内の表629の項及び630の項を次のように改める。

629	市道弥生1丁目線20号	金沢市弥生1丁目756番先	泉中学校正門方向から泉野町3丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から8:30まで（土・日曜日、休日を除く。）
630	市道弥生1丁目線20号	金沢市弥生1丁目10番11号先	国道157号方向から泉野町方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から8:30まで（土・日曜日、休日を除く。）

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢東警察署管内の表に次のように加える。

1070	市道小坂11号高柳町線	金沢市高柳町十二の41番地2先	神宮寺2丁目から神谷内町方向への右折	車両(普通自転車を除く。)	7:00から8:30まで(土・日曜日、休日を除く。)
------	-------------	-----------------	--------------------	---------------	----------------------------

別表第4(指定方向外進行禁止)金沢東警察署管内の表885の項を次のように改める。

885	市道小坂11号高柳町線	金沢市高柳町ソ2番地53先	宮保町方向から神谷内町方向への左折	車両(普通自転車を除く。)	7:00から8:30まで(土・日曜日、休日を除く。)
-----	-------------	---------------	-------------------	---------------	----------------------------

別表第4(指定方向外進行禁止)白山警察署管内の表459の項及び488の項を次のように改める。

459		削	除
488		削	除

別表第4(指定方向外進行禁止)輪島警察署管内の表42の項、43の項、44の項、45の項、46の項、47の項、48の項、60の項及び61の項を次のように改める。

42		削	除
43		削	除
44		削	除
45		削	除
46		削	除
47		削	除
48		削	除
60		削	除
61		削	除

別表第6(車両の通行禁止)金沢中警察署管内の表87の項を次のように改める。

87	市道1級幹線27号天池・辰巳線	金沢市辰巳町ニ19番地2先から 金沢市辰巳町七302番地先まで	約370メートル	7:00 ~9:00	大型貨物自動車、特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車
----	-----------------	------------------------------------	----------	---------------	----------------------------

別表第11(最高速度の指定)金沢中警察署管内の表27の項、表56の項、表57の項、64の項及び表72の項を次のように改める。

27	金沢市道1級幹線41号馬替三十苜線、野々市市道住吉町8号線	金沢市額新保2丁目98番地1先から 野々市市住吉町19番30号先まで	約770メートル	毎時40キロメートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引②③を除く。)
56		削	除			
57		削	除			
64	市道三馬26号横川5丁目線13号	金沢市横川4丁目42番地先から 金沢市横川5丁目224番地先まで	約600メートル	毎時30キロメートル	終日	車両(けん引③を除く。)

72	市道1級幹線28号大乘寺山線 長坂2丁目線10号、長坂1丁目線2号、平和町3丁目線2号	金沢市長坂2丁目17番7号先から 金沢市平和町3丁目1番8号先まで	約860 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引③を除く。)
----	--	--------------------------------------	--------------	----------------	----	--------------

別表第11(最高速度の指定)小松警察署管内の表に次のように加える。

287	市道	小松市串町丁35番地先から 小松市串町甲17番地先まで	約670 メートル	毎時30キロ メートル	終日	自動車及び原動機付自転車
-----	----	--------------------------------	--------------	----------------	----	--------------

別表第11(最高速度の指定)小松警察署管内の表45の項を次のように改める。

45	市道串矢崎線	小松市矢崎町乙1番地先から 小松市串町丁32番地1先まで	約330 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引②③を除く。)
----	--------	---------------------------------	--------------	----------------	----	------------------------

別表第11(最高速度の指定)能美警察署管内の表89の項を次のように改める。

89	市道寺井南18号線、市道小長野4号線、市道小長野7号線、市道大長野北28号線	能美市寺井町レ83番地25先から 能美市大長野町口58番地4先まで	約860 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引③を除く。)
----	--	--------------------------------------	--------------	----------------	----	--------------

別表第11(最高速度の指定)白山警察署管内の表168の項及び291の項を次のように改める。

168	削		除			
291	市道1級幹線本町2丁目住吉線	野々市市本町二丁目22番22号先から 野々市市住吉町26番22号先まで	約970 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引②③を除く。)

別表第11(最高速度の指定)津幡警察署管内の表に次のように加える。

197	一般県道宇ノ気停車場線	かほく市宇野気ト28番地5先から かほく市宇野気リ210番地先まで	約584 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引②③を除く。)
-----	-------------	--------------------------------------	--------------	----------------	----	------------------------

別表第11(最高速度の指定)津幡警察署管内の表24の項を次のように改める。

24	市道	かほく市森レ142番地5先から かほく市宇気タ36番地2先まで	約1,500 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(原動機付自転車及びけん引②③を除く。)
----	----	------------------------------------	----------------	----------------	----	------------------------

別表第11(最高速度の指定)輪島警察署管内の表に次のように加える。

110	市道	輪島市河井町3部39番地先から 輪島市マリンタウン7番地1先まで	約550 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両(けん引③を除く。)
-----	----	-------------------------------------	--------------	----------------	----	--------------

別表第18(駐車禁止)輪島警察署管内の表7の項及び54の項を次のように改める。

7	削		除			
---	---	--	---	--	--	--

54	国道249号、市道 河井山岸線	輪島市河井町23部171番地先から 輪島市山岸町口部15番地先まで	約1,800 メートル	終日	車両
----	--------------------	--------------------------------------	----------------	----	----

